

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">有機認証業務規程</p> <p style="text-align: center;">2022年1月改訂版 公益財団法人自然農法国際研究開発センター 有機認証業務規程</p> <p>目次 第10章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項 (認証書及び格付の表示の管理等) <u>(輸出証明書等の発行)</u> (報告及び公表)</p> <p>(業務委託契約) 第20条 <u>この法人は、認証に関する業務の一部を外部に委託しないこととする。</u></p>	<p style="text-align: center;">有機認証業務規程</p> <p style="text-align: center;">2020年4月改訂版 公益財団法人自然農法国際研究開発センター 有機認証業務規程</p> <p>目次 第10章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項 (認証書及び格付の表示の管理等) (報告及び公表)</p> <p>(業務委託契約) 第20条 この法人が認証に関する評価業務の一部として申請者及び認証事業者が使用する資材の適合性評価を一般社団法人有機JAS資材評価協議会に外部委託する場合には、<u>業務委託契約を取り交わすものとする。</u></p> <p>2 <u>外部委託先との業務委託契約には、機密保持及び利害の抵触に関する事項を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>この法人は、外部委託契約した業務に対する全責任を持ち、認証の授与、維持又は格付等の停止請求の解除、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定については、外部の機関に委託しない。</u></p> <p>4 <u>理事長は、認証業務改善規程に定める会議において、外部委託機関から提供される情報等によって、その業務の妥当</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(認証の業務に従事する者の職務)</p> <p>第23条</p> <p>6 認証部員は、申請書の精査、検査及び調査の計画の策定、検査員及び判定員に渡す資料の精査（事実確認に基づく修正を含む。）、<u>「認証書」の発行、輸出証明書等の発行等の認証業務に関する事務等を行うものとする。</u></p> <p>(認証業務従事者が有すべき適格性)</p> <p>第24条 認証業務従事者は、次の適格性を備えていなければならない。</p> <p>(5) <u>輸出証明書等の発行業務に携わる認証部員は、輸出証明書等発行に必要な知識を有していること。</u></p> <p><u>(6) 文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。</u></p> <p>(輸出証明書等の発行)</p> <p>第58条 <u>この法人は、認証事業者からの要望により、JAS制度と外国の制度との同等性承認に基づく輸出証明書等を発行するものとする。</u></p>	<p><u>性を評価する。又、必要に応じて情報を請求するなどの対応を行うものとする。</u></p> <p><u>5 外部委託機関の業務が妥当でないと判断した場合は、契約を保留又は解除するとともに、必要な場合には、過去に委託した業務の妥当性について再評価を行うものとする。</u></p> <p><u>6 認証に関する評価業務の一部の外部委託に関して、申請者及び認証事業者に事前に通知するものとする。</u></p> <p>(認証の業務に従事する者の職務)</p> <p>第23条</p> <p>6 認証部員は、申請書の精査、検査及び調査の計画の策定、検査員及び判定員に渡す資料の精査（事実確認に基づく修正を含む。）、<u>「認証書」の発行等の認証業務に関する事務等を行うものとする。</u></p> <p>(認証業務従事者が有すべき適格性)</p> <p>第24条 認証業務従事者は、次の適格性を備えていなければならない。</p> <p>(5) 文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>2 輸出証明書等の発行業務は、別に定める「輸出証明書等発行に関する取扱要領」に基づき、実施するものとする。</u></p> <p>(報告及び公表)</p> <p><u>第59条</u> この法人は、申請者の認証をしたときは、遅滞なく次に掲げる事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により、これらの事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの。）を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、J A S法施行規則別記様式第5号をもって遅滞なく報告するものとする。</p> <p>(基準等改正時の措置)</p> <p><u>第60条</u></p> <p>(財務及び債務)</p> <p><u>第61条</u></p> <p>(規程の変更)</p> <p><u>第62条</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第63条</u> この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。</p>	<p>(報告及び公表)</p> <p>第58条 この法人は、申請者の認証をしたときは、遅滞なく次に掲げる事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により、これらの事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの。）を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、J A S法施行規則別記様式第5号をもって遅滞なく報告するものとする。</p> <p>(基準等改正時の措置)</p> <p>第59条</p> <p>(財務及び債務)</p> <p>第60条</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第61条</p> <p>(補則)</p> <p>第62条</p>

改 正 案	現 行
<p>(附 則)</p> <p>17. 令和2年3月20日一部改訂（この一部改訂は令和2年4月1日より施行する）。</p> <p>18. <u>令和3年12月12日一部改訂（この一部改訂は令和4年1月1日より施行する）。</u></p>	<p>(附 則)</p> <p>17. 令和2年3月20日一部改訂（この一部改訂は令和2年4月1日より施行する）。</p>